

令和7年3月24日

事業者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

標準契約書等の改正及び本組合契約の取扱いについて

標題について、大阪広域環境施設組合契約規則の改正（令和7年2月7日公布、令和7年4月1日施行）及び建設業法の改正（令和6年12月13日施行）に伴い、標準契約書及び関連する特約条項を次のとおり改正しますので、周知いたします。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 改正する標準契約書等

別紙1 改正する標準契約書等一覧のとおり

2 改正内容・理由

(1) 契約者又はその代理人の検査立会義務について、例外規定を設ける条項の追加

大阪広域環境施設組合契約規則第44条（契約者又はその代理人の検査立会義務）において請負又は買入れその他の契約についての給付の完了の確認のための必要な検査の実施にあたって、契約者又はその代理人は例外なく立ち会わなければならないと規定されていましたが、近年、ソフトウェアのライセンスにかかる契約などのように、立会を想定していない契約形態が出てきている実態を勘案し、検査職員がその必要がないと認めるときは、立会を原則としつつも例外的に立会を不要とする改正を行いました。

今般、大阪広域環境施設組合契約規則の改正の趣旨に則り、標準契約書等の改正を行うものです。

(2) 建設業法の改正に伴い、条文の整理を行うもの

建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）において、監理技術者等の専任義務を緩和する改正に伴い、標準契約書（工事請負契約書）について所要の改正を行うものです。

[詳細な改正内容は、別紙2のとおり]

3 本組合契約の取扱いについて

(1) 既に改正前の契約書で締結している契約

・本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

(2) 令和7年4月1日以降に発注する契約

・令和7年4月1日以降に発注する契約については、順次改正後の契約書を使用することとします。

4 担当

大阪広域環境施設組合総務部経理課 (契約担当)

電話 06-6630-3334

改正する標準契約書等一覧

No	標準契約書等の名称
1	工事請負契約書
2	物品買入契約書
3	物品買入契約書（石油製品の単価契約）
4	物品買入契約書（単価契約）
5	印刷請負契約書
6	修繕請負契約書
7	物品長期借入契約書（単価契約）
8	業務委託契約書（成果物型）
9	部分払に関する特約条項（業務委託契約書（成果物型））
10	業務委託契約書（経常型）
11	業務委託契約書（長期継続契約用）
12	業務委託契約書（システム開発・改修用）
13	部分払に関する特約条項（業務委託契約書（システム開発・改修用））
14	業務委託契約書（システム運用・保守用）
15	業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）
16	土木設計等業務委託契約書
17	部分払に関する特約条項（土木設計等業務委託契約書）
18	測量等業務委託契約書
19	部分払に関する特約条項（測量等業務委託契約書）
20	建築設計業務委託契約書
21	部分払に関する特約条項（建築設計業務委託契約書）
22	建築工事監理業務委託契約書

工事請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>[削る]</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2 発注者が検査を行う者として定めた職員 (以下「検査職員」という。)は、前項の 規定による通知を受けたときは、通知を受 けた日から14日以内に受注者の立会いの 上、設計図書に定めるところにより、工事 の完成を確認するための検査を完了し、当 該検査の結果を受注者に通知しなければな らない。この場合において、検査職員は、 必要があると認められるときは、その理由 を受注者に通知して、工事目的物を最小限 度破壊して<u>検査することができる。ただ</u></p>	<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[2～5 同左]</p> <p><u>6</u> 建設業法第26条第3項本文の規定により 専任の者でなければならない監理技術者及 び同条第4項に定める特例監理技術者は、 監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技 術者講習を修了した者でなければならな い。</p> <p>(検査及び引渡し)</p> <p>第32条 [同左]</p> <p>2 発注者が検査を行う者として定めた職員 (以下「検査職員」という。)は、前項の 規定による通知を受けたときは、通知を受 けた日から14日以内に受注者の立会いの 上、設計図書に定めるところにより、工事 の完成を確認するための検査を完了し、当 該検査の結果を受注者に通知しなければな らない。この場合において、検査職員は、 必要があると認められるときは、その理由 を受注者に通知して、工事目的物を最小限 度破壊して<u>検査することができる。</u></p>

し、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 受注者は、前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

[4～7 略]

(部 分 払)

第39条 [略]

[2 略]

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

[4～8 略]

- 3 受注者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

[4～7 同左]

(部 分 払)

第39条 [同左]

[2 同左]

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

[4～8 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この標準契約書の改正は、令和7年4月1日から実施する。

物品買入契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検 査)</p> <p>第 8 条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は<u>発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)</u>に通知し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、<u>検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[3 略]</p> <p>4 受注者は、<u>第 2 項ただし書の場合を除き同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5 略]</p>	<p>(検 査)</p> <p>第 8 条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は<u>発注者の指定する職員</u>に通知し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いを<u>求めて検査を行うものとする。</u></p> <p>[3 同左]</p> <p>4 受注者は、<u>第 2 項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

物品買入契約書（石油製品の単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検 査)</p> <p>第 10 条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は<u>発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）</u>に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、<u>検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[3～5 略]</p> <p>6 受注者は、<u>第 2 項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[7 略]</p>	<p>(検 査)</p> <p>第 10 条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は<u>発注者の指定する職員</u>に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いを<u>求めて検査を行うものとする。</u></p> <p>[3～5 同左]</p> <p>6 受注者は、<u>第 2 項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

物品買入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検 査)</p> <p>第9条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は<u>発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）</u>に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に、受注者の<u>立会いの上、検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[3 略]</p> <p>4 受注者は、<u>第2項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5 略]</p>	<p>(検 査)</p> <p>第9条 受注者は、物品を納入場所に納入したときは、発注者又は<u>発注者の指定する職員</u>に通知し、その内容及び数量について、検査を受けなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いを<u>求めて検査を行うものとする。</u></p> <p>[3 同左]</p> <p>4 受注者は、<u>第2項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年4月1日から実施する。</p>	

印刷請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検 査)</p> <p>第 26 条 [略]</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、<u>受注者の立会いの上、検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[3 略]</p> <p>4 受注者は、<u>第 2 項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5 略]</p>	<p>(検 査)</p> <p>第 26 条 [同左]</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、<u>受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。</u></p> <p>[3 同左]</p> <p>4 受注者は、<u>第 2 項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

修繕請負契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検 査)</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、<u>検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったとき</u>は、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4 略]</p>	<p>(検 査)</p> <p>第 23 条 [同左]</p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いを<u>求めて検査を行うものとする。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項の検査に立ち会わなかったとき</u>は、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

物品長期借入契約書（単価契約）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(賃貸借料金の支払い)</p> <p>第 17 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、<u>検査を行うものとする。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 受注者が、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5～8 略]</p>	<p>(賃貸借料金の支払い)</p> <p>第 17 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は前項の通知を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いを<u>求めて検査を行うものとする。</u></p> <p>4 受注者が、<u>前項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[5～8 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

業務委託契約書（成果物型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

部分払に関する特約条項（業務委託契約書（成果物型））の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>(部分払)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u></p> <p>[4～7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年4月1日から実施する。</p>	

業務委託契約書（經常型）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、<u>当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>

<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。ただし、<u>受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。</p> <p>[4～7 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	
<p>附 則 この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

業務委託契約書（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>

<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。ただし、<u>受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。</p> <p>[4～7 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	
<p>附 則 この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

業務委託契約書（システム開発・改修用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

部分払に関する特約条項（業務委託契約書（システム開発・改修用））の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>(部分払)</p> <p>第 1 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u></p> <p>[4～7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

業務委託契約書（システム運用・保守用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>

<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。ただし、<u>受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。</p> <p>[4～7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
附 則 この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。	

業務委託契約書（システム運用・保守用）（長期継続契約用）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</u></p> <p>[4～6 略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 39 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p>

<p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。ただし、<u>受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知</u>しなければならない。</p> <p>[4～7 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	
<p>附 則 この標準契約書の改正は、令和7年4月1日から実施する。</p>	

土木設計等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

部分払に関する特約条項（土木設計等業務委託契約書）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書のとめるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>(部分払)</p> <p>第 1 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書のとめるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u></p> <p>[4～7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

測量等業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 36 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

部分払に関する特約条項（測量等業務委託契約書）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第 1 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>[4～7 略]</p>	<p>(部分払)</p> <p>第 1 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者通知しなければならない。</p> <p>[4～7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

建築設計業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 35 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4 ～ 6 略]</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 35 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、<u>前項の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4 ～ 6 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

部分払に関する特約条項（建築設計業務委託契約書）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部分払)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計仕様書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>(部分払)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計仕様書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u></p> <p>[4～7 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	
<p>附 則</p> <p>この標準契約書の改正は、令和7年4月1日から実施する。</p>	

建築工事監理業務委託契約書の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 35 条 [略]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかった</u>ときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 略]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 37 条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>	<p>(検査及び引渡し)</p> <p>第 35 条 [同左]</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に<u>通知しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>前項</u>の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>[4～6 同左]</p> <p>(部分払)</p> <p>第 37 条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 発注者は、前項の場合において、当該</p>

<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、<u>受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>[4～7 略]</p>	<p>請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>[4～7 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	
<p>附 則 この標準契約書の改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。</p>	